

6月22日（水）

平成 28 年 6 月 22 日 (水曜日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (39 名)

1 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	来 住 一 人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
4 番	渡 辺 創	(県民連合宮崎)
5 番	岩 切 達 哉	(同)
6 番	右 松 隆 央	(宮崎県議会自由民主党)
7 番	二 見 康 之	(同)
8 番	清 山 知 憲	(同)
9 番	島 田 俊 光	(同)
10 番	日 高 博 之	(同)
11 番	野 崎 幸 士	(同)
12 番	日 高 陽 一	(同)
13 番	星 原 透	(同)
14 番	西 村 賢	(無所属の会)
15 番	関 師 博 規	(愛みやざき)
16 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
17 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
18 番	田 口 雄 二	(県民連合宮崎)
19 番	高 橋 透	(同)
20 番	丸 山 裕次郎	(宮崎県議会自由民主党)
21 番	中 野 一 則	(同)
22 番	中 野 廣 明	(同)
23 番	黒 木 正 一	(同)
24 番	横 田 照 夫	(同)
25 番	押 川 修 一 郎	(同)
26 番	山 下 博 三	(同)
27 番	徳 重 忠 夫	(自由民主党県民クラブ)
28 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
29 番	太 田 清 海	(県民連合宮崎)
30 番	満 行 潤 一	(同)
31 番	井 上 紀代子	(同)
32 番	緒 嶋 雅 晃	(宮崎県議会自由民主党)
33 番	後 藤 哲 朗	(同)
34 番	外 山 衛	(同)
35 番	松 村 悟 郎	(同)
36 番	坂 口 博 美	(同)
37 番	蓬 原 正 三	(同)
38 番	井 本 英 雄	(同)
39 番	宮 原 義 久	(同)

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	永 山 英 也
総 務 部 長	桑 山 秀 彦
危 機 管 理 統 括 監	畑 山 栄 介
福 祉 保 健 部 長	日 隈 俊 郎
環 境 森 林 部 長	大 坪 篤 史
商 工 観 光 労 働 部 長	中 田 哲 朗
農 政 水 産 部 長	郡 司 行 敏
県 土 整 備 部 長	東 憲 之 介
会 計 管 理 者	高 原 みゆき
企 業 局 長	関 師 雄 一
病 院 局 長	土 持 正 弘
財 政 課 長	川 畑 充 代
教 育 長	四 本 孝 章
公 安 委 員 長	山 崎 殖
警 察 本 部 長	野 口 泰
代 表 監 査 委 員	高 橋 博
人 事 委 員 長	村 社 秀 継

事務局職員出席者

事 務 局 長	甲 斐 正 文
事 務 局 次 長	奥 野 信 利
議 事 課 長	長 倉 健 一
政 策 調 査 課 長	小 田 博 之
議 事 課 長 補 佐	伊 豆 雅 広
議 事 担 当 主 幹	松 吉 浩
議 事 課 主 査	沼 口 恭 一 郎
議 事 課 主 任 主 事	森 本 征 明

◎ 常任委員長審査結果報告

○星原 透議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

まず、議案第1号から第12号まで、第14号及び報告第1号の各号議案、並びに継続審査中の請願第3号、第5-1号及び第6号を一括議題といたします。

ここで、常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、二見康之委員長。

○二見康之議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外7件であります。慎重に審査をいたしました結果、請願審査中の請願2件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案第2号、報告第1号、請願第3号及び第6号は賛成多数により、その他の議案については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、平成28年度宮崎県一般会計補正予算についてであります。

このうち、議案第1号に係る補正は、国庫補助決定に伴うもの及びその他必要とする経費について措置するものであり、28億5,100万円余の増額となっており、歳入財源の主なものとしては、国庫支出金5億1,700万円余、繰入金24億1,100万円余であります。

次に、議案第14号に係る補正は、平成28年熊本地震に関する国の補正予算に係る経費につい

て措置するものであり、8億6,000万円増額となっております。歳入財源は国庫支出金であります。

この結果、補正後の一般会計の予算規模は5,862億1,500万円余となります。

次に、2巡目国体に向けた県有スポーツ施設の整備についてであります。

当局より、「スポーツ施設の現状を整理し、老朽化や津波対策などのさまざまな課題を、副知事をトップとして関係各部長で構成した庁内検討会議で専門的な調査も含めながら検討し、施設整備方針案の中間まとめをことし12月に、基本構想案を年度内に策定したい」との説明がありました。

これに対して委員より、「県のビッグイベントである国体開催に向けて、市町村や関係団体との協議や、県を挙げての対策が必要となるので、総合政策部が主体となって進めていくべきではないか」との質疑があり、当局より、「国体は、競技力の向上につながるものであるが、宮崎の魅力アップを図り、国体後の地域振興にどうつなげていくかという視点も大事であると考えている。主体となる教育委員会と関係各々が、果たすべき役割にそれぞれ取り組む必要があるが、全庁的に企画立案する総合政策部の役割も大きいと認識している。さまざまな課題があるが、国体開催に向けて、県民の期待が高まるように取り組んでいきたい」との答弁がありました。

次に、熊本地震に関する影響調査結果についてであります。

このことについて当局より、「熊本地震から1カ月を経過した時点での県内企業等の状況をアンケート調査したが、「影響があった」と回答した企業等が半数以上であり、特に、観光と

の関連性が高い宿泊・飲食サービス業では8割以上を占める結果となった。また、今後、影響が続く期間については、「わからない」とする回答が56.9%であり、先行きについての不透明感が見られた。今後の影響を懸念する声も大きいことから、状況について見きわめていく必要がある」との説明がありました。

これに対して委員より、「アンケートでは、イベントの中止や観光客の減少・キャンセルなどで売り上げが減少したという回答が寄せられている。観光分野で対策事業に取り組まれるとのことであるが、その効果が十分に上がるよう、しっかりと情報発信していただきたい」との要望があり、当局より、「先日開催された九州地方知事会において、九州が一体となって情報発信に取り組むこととなった。関係機関と連携して、地震の影響が最小限となるように今後とも取り組んでいきたい」との答弁がありました。

次に、みやぎき行財政改革プランに基づく行財政改革の取り組みについてであります。

このことについて委員より、「若手職員の人材育成にどのように取り組んでいるのか」との質疑があり、当局より、「政策や事務改善の職員提案制度「かえるのたまご」に10年前から取り組んでいる。また、風通しのよい職場環境づくりのため、「所属長メッセージ」を職員に発信するとともに、業務の目標設定をした上で面談を行う新たな人事評価制度を今年度から本格実施している」との答弁がありました。

これに対して委員より、「多様化する住民ニーズに対応できる人材が確保できるよう、今後ともさまざまな取り組みを行い、県政を担う人材を育てていただきたい」との要望がありました。

また、持続可能な財政基盤の確立に向けた取り組み状況について、当局より、「人件費の削減や事務事業の見直しなどを行ってきた結果、本年度末の臨時財政対策債を除く実質的な県債残高は、4,967億円に減少する見込みである」との説明がありました。

これに対して委員より、「財政健全化に向けた取り組みの必要性は理解しているが、他県と比較して県債残高が少なくなった一方で、社会資本整備のおくれなど、行政サービス面で県民に我慢を強いているのではないか」との質疑があり、当局より、「必要な事業には取り組んでいしながら、健全な財政を維持していくために不断の努力を続けていきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、財政改革に取り組むに当たっては、本県の目指す財政状況がどのようなものなのか、その目標を示すとともに、県民が豊かな生活を送れるよう、費用対効果を検証しながら、未来を見据えた投資に積極的に取り組んでいただくことを要望いたします。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「総合政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 次は、厚生常任委員会、太田清海委員長。

○太田清海議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、

議案第1号外2件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案第1号については全会一致により、その他の議案については賛成多数により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で20億2,400万円余の増額補正であり、特別会計を合わせた補正後の予算額は1,064億9,300万円余となります。

このうち、「介護福祉士等養成・確保特別対策事業」及び「保育士修学資金貸付等事業」並びに「児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業」及び「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」についてであります。

これらは、福祉・介護人材及び保育人材の確保並びに児童の自立支援及びひとり親家庭の親の就業を支援する貸付事業であります。これらの事業には、それぞれ返還免除要件が定められているなど、工夫の跡が見られますが、当委員会といたしましては、事業の効果が最大限に発揮されるよう、今後も利用者の状況やニーズなどを踏まえ、制度のさらなる充実に努めていただくよう要望いたします。

次に、「旅館業法施行条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、旅館業法の許可を得ていない違法な宿泊サービスがネット上で広がっていること及び都市部における宿泊所不足への対応策として旅館業法施行令及び衛生管理要領が改正されたことから、構造設備の基準及び衛生の措置の基

準等の見直しを行うものであります。

このことについて委員より、「知事が公衆衛生の維持に支障がないと認めたときは、レジオネラ検査などを免除できるということだが、安全性はしっかりと担保されるのか」との質疑があり、当局より、「衛生の基準の緩和については、安全性が確保されていることを十分に確認した上で判断するものであり、これまでどおり、しっかりとした衛生管理について保健所から指導・助言を行っていくことに変わりはない」との答弁がありました。

次に、「宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例及び宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、保育士の配置要件等を定めた国の基準等の改正に伴い、保育士の配置要件の弾力化が図られたことなどから、所要の改正を行うものであります。

このことについて委員より、「今回の配置要件の緩和により、保育士資格を有しない者であっても従事することができるとなっているが、安全性は十分に担保できるのか」との質疑があり、当局より、「安全性及び保育の質の向上は重要な課題であるので、新たに従事することができることとなる方々には条件を設けており、施設で1年以上勤めている方や支援員研修の受講者、家庭的保育を行っている方などとしている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、子供の安全確保は非常に重要なことから、県としても主体的に、安全面について十分検討を重ねていただくよう要望いたします。

次に、病院局についてであります。

まず、医師・看護師確保に係る取り組みにつ

いてであります。

このことについて委員より、「昨年度の病院説明会においてブースに来た人のうち何名が、研修医として本県へ来られたのか」との質疑があり、当局より、「今年度、県立病院で採用した研修医14名のうち6名は、これまでに説明会へ来訪している」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、医師の確保は非常に重要な課題であるため、当該説明会の効果を検証し、より実効性のある取り組みを検討していただくよう要望いたします。

次に、県立宮崎病院再整備の進捗状況についてであります。

これは、現病院が改築後32年が経過し、施設の老朽化及び狭隘化が進んでいることや、災害対策の強化、診療機能の向上などさまざまな課題を改善する必要があることから、平成33年度前半の開院を目標に建てかえ計画が進んでいるものであります。

このことについて委員より、「建てかえた後に手を入れることはできないので、現場の声も聞きながら、より長期にわたって使用可能で、狭いと言われることがないような満足度の高い病院としていただきたい」との要望がありました。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 次は、商工建設常任委員会、清山知憲委員長。

○清山知憲議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外1件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の補正予算についてであります。

今回の補正は、議案第1号が一般会計で1,600万円の増額、議案第14号が平成28年熊本地震に関する国の補正予算に伴う追加補正で、一般会計で8億6,000万円の増額を行うものであります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は439億7,100万円余となります。

このうち、新規事業「東九州メディカルバレー海外展開戦略モデル事業」についてであります。

この事業は、国の地方創生加速化交付金を財源として、さきの2月議会で補正予算として提案されておりましたが、その後、国による審査の結果、不採択となったため、改めて一般財源で提案されたものであります。

このことについて委員より、「大幅な減額となるが、どのような影響が考えられるのか」との質疑があり、当局より、「事業内容を見直したことにより一部影響が生じると考えられるが、この取り組みは地方創生を推進する上で重要であるので、これからも国の交付金や外部資金等を積極的に活用するなど、産学官一体となって取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

これに対して複数の委員より、「産学官が連携して開発を進めてきた医療機器の市場化に向けた動きが減速しないよう、国等の支援メニューを積極的に活用するなど、さまざまな支援策を講じていただきたい」との要望がありました。

次に、新規事業「九州観光支援交付金事業」についてであります。

この事業は、平成28年熊本地震により失われた旅行需要を早期に回復させるため、5月31日に閣議決定された国の九州観光支援交付金を活用し、夏休みや秋の旅行シーズン等に向けて旅行プランの割引や観光プロモーション等を実施するものであります。

このことについて委員より、「交付金の多くが旅行会社等への手数料に消え、現に損害を受けている観光関連産業へ支援の効果が十分に行き渡らないという心配はないのか」という質疑があり、当局より、「制度設計をするに当たっては、宿泊施設等がその恩恵を受けることができるように配慮している。また、さまざまな事業者に効果が及ぶよう、国の制度において日帰り旅行も対象となっている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、熊本地震により深刻な影響を受けた地域や企業等に経済効果が波及する事業としていただくよう要望いたします。

また、これに関連して委員より、「交付金の各県への配分額は、国が各県に照会した宿泊キャンセル数等をもとに算定されたと聞いている。その数はどのように算定したのか」との質疑があり、当局より、「キャンセル数は、県ホテル旅館組合を通してその組合員に照会した結果であり、回答があった施設のキャンセル数を

積み上げたものである」との答弁がありました。

これに対して複数の委員より、「今後、災害等が発生した際に国から十分な支援が受けられるよう、その数等についてきちんと実態を把握できる体制を整える必要がある」との意見がありました。

次に、次期指定管理者の指定についてであります。

これは、みやざき臨海公園及び県立阿波岐原森林公園の次期指定管理者の指定について、募集方針やスケジュール等の報告があったものであります。

このことについて複数の委員より、審査方法の見直しが行われていたことについて質疑が集中しましたが、担当課においては説明が不十分な点がありました。また、ことし3月に見直しが行われたとのことであったので、詳細の説明を求めたところ、制度を担当する所管課においても説明が不十分な点がありました。

当委員会といたしましては、今回の指定に当たっては、県民へ説明責任が十分に果たせるよう、関係部局と協議・検討の上、進めていただくよう要望いたします。また、指定管理者の指定は、県民サービスの質に直結する重要な案件でありますことから、今後、審査方法等を見直す際には議会へ十分説明をいただくよう要望いたします。

最後に、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○星原 透議長 次は、環境農林水産常任委員会、右松隆央委員長。

○右松隆央議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外2件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で6億3,700万円余の増額補正であり、この結果、一般会計及び特別会計を合わせた補正後の予算額は236億7,900万円余となります。

このうち、「合板・製材生産性強化総合対策事業」についてであります。

これは、森林所有者から委託を受けた森林組合等の林業事業体が、中核的製材工場等として予定している工場へ間伐材を供給する際に、林業事業体の間伐経費を支援するものであります。

このことについて委員より、「間伐材の最終的な供給先である製材工場については、県内では日向市と都城市の3工場が予定されているとの説明があったが、地域バランス等を十分に勘案し、県南地域の製材工場も供給先に位置づけたい」との要望がありました。

また、別の委員より、「当事業を初め、国や県のさまざまな事業で山を守っていきこうとされているが、山元に利益が還元されていないと考える。この現状をどのように認識されているか」との質疑があり、当局より、「山元への利

益還元の課題については、木材活用の多様化による利用率の向上などで、しっかりと山元に還元していく体制をつくってまいりたい」との答弁がありました。

次に、農政水産部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で1億7,000万円余の増額補正であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は455億4,900万円余となります。

このうち、「農で呼び込む人・しごと・産地創造対策事業」についてであります。

これは、国の地方創生加速化交付金を財源とし、ことしの2月議会で補正予算として提案されておりましたが、その後の国による審査の結果、不採択となったため、事業内容を見直した上で、改めて一般財源で今議会に提案されたものであります。

当委員会といたしましては、先見性のある当該施策が気概を持って提案されていることを評価いたしますとともに、地域農業の新たな担い手構造の改革と、農を核としたビジネス拡大につながるよう取り組んでいただくことを要望いたします。

次に、「第七次宮崎県農業・農村振興長期計画」についてであります。

このことについて委員より、「T P P問題で、これからは人材育成と規模の問題、商品開発の観点が必要ではないか」との意見があり、当局より、「本県の農業生産は家族経営が中心であるが、昨年10月のT P P合意を踏まえ、外国の大きな資本と戦っていくにはスクラムを組む必要がある。この計画では、産地経営体という新たな概念を打ち出して、産地の規模感と企業感覚をあわせ持った集団を育成し、個々では

なく集団で挑戦していこうというものである。この概念の中で、誰が、どこで、どんな作物を、どんな方法でつくっていくのかを、しっかりと地域ごとに考えてもらい、それに対して助言を行うとともに、中山間地域の所得向上等の対策を行うことが大事である」との答弁がありました。

このことに関連して別の委員より、「大規模農業を考えたときに、これからは機械化農業に合う品目選定をしっかりと行って、どのように機械化を進めるのかを考えないと、法人経営は成り立たない。農地集積や生産コストの低減などの課題に取り組みながら産地化を図らなければ、法人であっても国際競争には勝てないので、その意識を持って取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、「畜産新生推進プラン」についてであります。

このことについて委員より、「プランの中で、平成32年度の繁殖雌牛頭数を8万頭とする目標を掲げている。現在、子牛の価格が高いことから繁殖農家の所得も高いので、この所得の高さを訴えていくなどして後継者の確保を進めていかなければ、目標達成は困難ではないか」との意見があり、当局より、「肉用牛は、将来にわたって基幹となる品目として期待できる分野と考えているので、その魅力を発信するなどして、後継者確保に向けてしっかりと取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。

す。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 次は、文教警察企業常任委員会、渡辺創委員長。

○渡辺 創議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外2件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、県警察本部所有車両の交通事故についてであります。

当局より5件の交通事故の報告がなされましたが、このことについて委員より、件数が多過ぎるという指摘とともに、「警察車両が赤色灯を点灯して緊急走行している際の交差点内の事故について県の過失割合が大きい、緊急走行車両には優先権が法律上認められているのではないか」との質疑がありました。

これに対して当局より、「道路交通法上、緊急走行中の車両に優先権は認められているが、緊急走行中であっても交差点では安全確認義務があるため、今後も事故防止対策に努めたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、職員に対して、より一層の交通安全の指導徹底を図っていただくとともに、県民に対しても、緊急車両の走行を優先させるという意識啓発を行うなど、交通事故の防止に努めていただくよう要望します。

次に、発電所施設見学ツアーについてであります。

このことについて委員より、「企業局におけるこの取り組みは、本県の豊かな水資源を活用

した水力発電の仕組みや環境保全について、子供たちの関心を高める学びの場として重要であるので、市町村教育委員会とも連携しながら、引き続き積極的に進めてほしい」との意見がありました。

次に、教育委員会の補正予算についてであります。

今回の補正予算は、一般会計で430万円余の増額補正であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の教育委員会の予算額は1,087億7,300万円余となります。

このうち、「通級による指導担当教員等専門性充実事業」についてであります。

この事業は、通級指導のモデル校で発達障がいの子供生徒に対する指導方法の研究を行いながら、指導担当教員の専門性向上を図るものであり、全国12地域の1地域として選ばれ、国費で実施するものであります。

当委員会といたしましては、通級指導の重要性に鑑み、モデル校で研究された成果を全県下に広めていけるような継続的な取り組みをお願いするとともに、保護者が安心して相談できるよう学校のサポート体制の充実を進めていただくことを要望します。

次に、学力向上対策についてであります。

このことについて委員より、「市町村教育委員会に対する積極的な働きかけと関係機関との連携強化が重要である」との意見があり、当局より、「従前からの議会からの御指摘を踏まえ、昨年末から市町村教育委員会に直接出向き、校長とも協議しながら、それぞれの課題を洗い出してきたところである。さらに、今年度からの新たな取り組みとして、学力向上に課題を抱える重点支援校を選定し、課題解決に向けた市町村支援チームによるきめ細かな学校支援

を制度化することにした」との答弁がありました。

また、別の委員より、「学力向上のためには、校長の責任と役割の明確化が重要であり、また市町村長の関心も高める必要がある」との意見がありました。

当委員会といたしましては、全国学力・学習状況調査等の分析結果などの情報を市町村教育委員会や各学校等とうまく共有しながら、各市町村の学力向上の取り組みに生かすとともに、子供の実態に応じて通級指導等を含めた丁寧な指導を行うなど、全体の学力の底上げにつながるような効果的な取り組みを要望します。

次に、2巡目国体に向けた県有スポーツ施設の整備についてであります。

このことについて複数の委員より、会場の決定方法やその時期、改修の必要性の判断などについて質疑があり、当局より、「副知事をトップにした庁内検討会議で実務的な検討に入っている。また、具体的な競技会場については、市町村や競技団体の意向のほか、施設の現状等を踏まえながら、来年度設置予定の県準備委員会で検討していくこととしている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、市町村や知事部局とも十分に連携を図りながら、具体的な整備計画を着実に進めていただくよう要望します。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 以上で、常任委員長の審査結

果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○星原 透議長 これより討論に入りますが、討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。来住一人議員。

○来住一人議員〔登壇〕(拍手) 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となっております議案第2号「宮崎県税条例の一部を改正する条例」、議案第7号「旅館業法施行条例の一部を改正する条例」、議案第8号「宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例及び宮崎県幼保連携型認定こども園の設置及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」、議案第11号「第7次宮崎県農業・農村振興長期計画の変更について」、議案第12号「宮崎県水産業・漁村振興長期計画の変更について」、報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」の6議案について、反対の立場から討論いたします。

議案第2号と報告第1号については関連がありますので、まとめて申し上げます。

議案第2号は、法人県民税法人税割の標準税率の改正に伴って、本則税率3.2%を1%に、超過税率4%を1.8%にそれぞれ改正し、来年4月1日から施行することが主な内容であります。報告第1号は、法人の事業税に係る税率改正など3つの条項の改正を専決処分したものでありますが、いずれも税率の改正について同意できないものであります。

政府は、消費税8%引き上げ時に、地域間の

税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るためとして、地方税である法人住民税の一部を地方法人税、これは国税であります。これを地方交付税の原資とする仕組みを創設し、今回、消費税10%への引き上げ時に同様の地域間格差が発生するとして、法人住民税率を引き下げ、その分について地方法人税率を引き上げ、地方交付税原資化の規模を拡大するというものです。

今回の法人住民税率の引き下げによる本県への影響は約11億5,000万円であり、これは地方交付税で措置されるということではありますが、国の地方交付税そのものの総額は減少しているのが現状であります。自治体間の税収格差の是正は、地方交付税の財源保障と財政調整の両機能を強化することで行われるべきでございます。

法人事業税の所得割の税率引き下げ及び外形標準課税の拡大であります。資本金1億円超の普通法人に係る外形標準課税の割合が8分の5に拡大され、所得割の税率が同時に引き下げられ、法人実効税率の引き下げを行うものであります。

これらの改正が、消費税10%への増税を前提に行われるものであり、赤字経営を余儀なくされている企業には負担増となる一方、黒字大企業を一層優遇する内容となっております。消費税とその10%への引き上げの問題については、ここで触れることはいたしません。

次に、議案第7号について述べます。

現在、大都市を中心に訪日客の宿泊需要が増加する中、自宅の空き部屋などに旅行者を有料で宿泊させる民泊をめぐる、さまざまな問題が浮上してきました。政府は、国会審議が必要な旅館業法改正を見送り、政令によって民泊をカプセルホテルなどと同じ簡易宿所に分類し、客

室の延べ床面積を最低33平方メートルとする基準や、帳場の設置義務、衛生措置の基準などの規制を緩和いたしました。

こうした規制緩和が、旅館や地方の宿泊事業者の営業と経営を圧迫するとともに、地震や火災などの災害時に宿泊客の安全を確保することができず、重大な事故に結びつくことが容易に判断できるものであります。こうした重要な問題点を抱えており、同意できないものであります。

議案第8号について述べます。

本条例の改正は、政府が進めている「子ども・子育て支援新制度」の国の基準の改定に伴い、保育士の配置基準や、避難階段の構造において建築基準法の緩和を行おうとするものであります。

例えば、園児が少数となる朝夕には、保育資格のない者を1人は配置できるようになることや、認定こども園においては、必要な加配人員の配置も、小学校教諭や養護教諭等の免許があれば保育士に置きかえることができるなど、保育士の資格を必要としないなどの規制緩和が行われるものであります。

また、施設整備において、火災時における避難階段に煙の流入を防止する構造に改めるとしてありますが、4階建て以上にも保育室を認め、本来必要な屋外階段の設置規制を外したことによる対応であり、緊急事態での避難を考えても、園児たちの安全性の保障が危惧されます。安全でよりよい保育を提供するという点から見ても、保育の後退は否めず、本条例を認めることはできません。

最後に、議案第11号、第12号について述べますが、第11号を中心に討論いたします。

ここではT P Pとの関係に限って述べたいと

思います。長期ビジョンの中に、「国際情勢の変化と対応」という章があります。ここでの特徴は、T P Pの国会批准が定かでもないのに確実に発効することを前提にしていること、根拠のない政府の影響試算をうのみにして、独自の試算は行わず、影響についてはほとんど問題にしていないこと、T P P協定という、いわば外的要因を本県農業の構造改革を断行する一つの機会として積極的に捉え、T P P協定の効果を最大限に発現するとともに、T P P協定をフォローの風に変え、その中にチャンスを見出し、世界市場を切り開くグローバルな視点を持った産地の積極的な取り組みを促進していきますと述べていますが、私には、T P Pに不安を抱く者をあざ笑うかのようにT P Pを評価しているようにしか思えません。

アメリカ向け牛肉の無税枠が設けられたことによって、輸出が40倍ふえるかのように評価しておりますが、これはアメリカから輸入されている量の3.3%であり、現在の国内生産のわずか1.7%であります。輸出を否定するものではありませんが、このようなことで本県の農業・畜産が振興すると本気に考えているということであるなら、驚きであります。T P Pが強行されるなら40%を切る食料自給率がさらに低下することは、誰もが認めるところであります。このことは農業が産業としての体をなし得ないことを意味するものであります。これを放置して、農村・漁村の振興を図ることがどうしてできるでありましょうか。本計画が最も重視すべきT P Pに対する対応について、その政治姿勢について全く同意できないものであります。

以上で討論を終わります。(拍手) [降壇]

○星原 透議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

◎ 議案第2号、第7号、第8号、第11号、
第12号及び報告第1号採決

○星原 透議長 これより採決に入ります。

まず、議案第2号、第7号、第8号、第11号、第12号及び報告第1号について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は、可決または承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○星原 透議長 起立多数。よって、各号議案は委員長の報告のとおり、可決または承認されました。

◎ 議案第1号、第3号から第6号まで、
第9号、第10号及び第14号採決

○星原 透議長 次に、議案第1号、第3号から第6号まで、第9号、第10号及び第14号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○星原 透議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続審査及び調査の申し出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

まず、請願第3号についてお諮りいたします。

本請願を委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○星原 透議長 起立多数。よって、本請願は委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第6号についてお諮りいたします。

本請願を委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○星原 透議長 起立多数。よって、本請願は委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りしました請願を除く閉会中の継続審査及び調査については、各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

◎ 議員発議案送付の通知

○星原 透議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

[事務局長朗読]

平成28年6月22日

宮崎県議会議長 星原 透 殿

提出者 議会運営委員長 黒木 正一
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

国土強靱化対策の推進を求める意見書

議員発議案第2号

地方財政の充実・強化を求める意見書

議員発議案第3号

次期介護保険制度改正における福祉用具貸与、住宅改修の見直しに関する意見書

各号議案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

◎ 閉 会

○星原 透議長 以上で、今期定例会の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成28年6月定例県議会を閉会いたします。

午前10時48分閉会

◎ 議員発議案第1号から第3号まで

追加上程、採決

○星原 透議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号から第3号までの各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議員発議案第1号から第3号までの各号議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、説明を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑及び討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第1号から第3号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

